

高取町国土強靱化地域計画

令和 3 年 2 月

奈良県高取町

【 目 次 】

I. 地域の特性

1. 地勢
2. 地形・地質
3. 気象
4. 人口等

II. 国土強靱化地域計画策定にあたって

1. 計画の位置づけ
2. 計画期間

III. 基本目標

IV. リスクシナリオの設定

1. 想定される災害（リスク）
2. リスクシナリオの設定

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

VI. 施策ごとの推進方針

《別紙》 推進方針の具体的な施策

I. 地域の特徴

1. 地勢

本町は、奈良県のほぼ中央、大和盆地の南辺に位置し、総面積は 25.79 km²である。

町内を近畿日本鉄道吉野線が走り、壺阪山、市尾の2駅がある。町を南北に貫く一般国道 169 号は、橿原市から高取町を通り、吉野、熊野へ続く大動脈となっている。

北の橿原市、東の明日香村、西の御所市、南の大淀町とは山で隔てられ、町内の多くが山地で占められている。その山地をぬうように、町のほぼ中央部を吉備川、西を曾我川、東を高取川が流れている。

2. 地形・地質

本町は、西部の一部平坦地を除いてはゆるやかな傾斜をなす地形となっている。地質は、花崗片麻岩といわれる非常に古い岩石からなり、本町面積の 80% を占めるこの地形は、風化が進んで良質の土壌ができており、畑地帯として農業に適している。

3. 気象

平成 27 年～令和元年の 5 年間について、本町における気象状況を取りまとめると、以下ようになる。

- (1) 年間降水量は、平均約 1,512 mm である。
- (2) 日最大降水量は平均約 134 mm、時間最大降水量は平均約 34 mm である。
- (3) 平均気温は 14.7℃ である。
- (4) 平均風速は約 1.7m/h、最大風速は平均約 9.8m/h である。

■本町の気象状況（観測地点：五條）

年	降水量 (mm)			気温 (°C)			風速 (m/h)		
	年合計	日最大	時間最大	年平均	最高	最低	平均風速	最大風速	最大瞬間風速
平成 27 年	1459.0	60.0	29.0	14.7	37.1	-4.6	1.8	10.2	19.4
平成 28 年	1461.5	104.5	48.5	15.1	35.8	-5.5	1.7	9.4	18.2
平成 29 年	1413.5	254.5	21.0	14.1	35.8	-5.7	1.7	9.9	22.2
平成 30 年	1741.5	104.0	33.0	14.8	37.3	-5.7	1.6	11.4	27.2
令和元年	1482.5	149.0	38.0	14.9	37.2	-5.0	1.6	8.2	20.2
平均	1511.6	134.4	33.9	14.7	36.6	-5.3	1.7	9.8	21.4

資料：気象庁

4.人口等

平成7年以降の本町の人口推移を国勢調査に基づいて示すと次表のとおりである。本町の人口は、平成27年で約7,200人となっており、平成7年以降減少が続いている。また、高齢化率は、平成27年で約36%となっており、平成7年以降上昇が続いている。

■年次別人口推移（単位：人）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
奈良県	全人口	1,430,862	1,442,795	1,421,310	1,400,728	1,364,316
	65歳以上人口 (高齢化率)	198,192 (13.9%)	239,432 (16.6%)	283,528 (19.9%)	333,746 (23.8%)	388,614 (28.5%)
高取町	全人口	8,388	8,153	7,914	7,657	7,195
	65歳以上人口 (高齢化率)	1,823 (21.7%)	2,014 (24.7%)	2,163 (27.3%)	2,355 (30.8%)	2,607 (36.2%)

資料：国勢調査

Ⅱ.国土強靱化地域計画策定にあたって

1.計画の位置づけ

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

高取町国土強靱化地域計画（以下「本地域計画」という。）は、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町の国土強靱化の指針となるものである。また、高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図りながら、高取町地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。

2.計画期間

本地域計画は、社会経済情勢等の変化に対応できるよう令和6年度までの5年間とするが、必要に応じて見直すものとする。

Ⅲ.基本目標

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、奈良県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）との整合を図りながら、以下の3つを「基本目標」とした。

I 人命を守る

II 住民の生活を守る

III 迅速な復旧・復興を可能とする

Ⅳ.リスクシナリオの設定

本地域計画を策定するにあたり、県地域計画に示された「想定するリスク」を基本に、大規模自然災害に対する本町のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定を行った。

リスクシナリオは、まず本町に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、本町及び県が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出した。

1.想定される災害（リスク）

住民の生活、本町の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の国土強靱化基本計画、県地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本地域計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めた。

(1).地震

① 内陸型地震（中央構造線断層帯）

県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査」では、県内に8つの起震断層を設定して被害を想定。特に本町の被害が大きいとされている中央構造線断層帯による地震の特徴は以下のとおりである。

○地震動（揺れ）

最大震度6強の揺れが想定されている。

○人的被害

[死者：約 24 人、負傷者：約 123 人、死傷者：約 147 人]

○建物被害

[全壊：約 533 棟、半壊：約 295 棟、全・半壊計：約 828 棟]

○避難者数（最大と見込まれる1週間後）

[約 2,774 人]

② 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震規模マグニチュード9.1と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、平成24年8月及び平成25年3月に取りまとめられ、令和元年6月に再計算された県内の被害想定は以下のとおりである。

○人的被害及び建物被害

県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

<県内における人的被害・建物被害の想定>

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
建物全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

※本町で想定される最大震度は基本ケースで震度6弱、陸側ケースで震度6強とされている。

○施設等の被害

< 県内における施設等の被害想定 >

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
ライフライン施設 被害	上水道（断水人口）	約 120 万人
	下水道（支障人口）	約 97 万人
	電力（停電軒数）	約 88 万軒
	固定電話（不通回線数）	約 15 万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約 3 万 8 千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約 930 箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約 810 箇所
避難者数	発災 1 日後	約 10 万人
	発災 1 週間後	約 26 万人
	発災 1 ヶ月後	約 20 万人
帰宅困難者数		約 13 万人
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		37 施設
孤立可能性のある集落数（農業集落）		47 集落

(2) 風水害

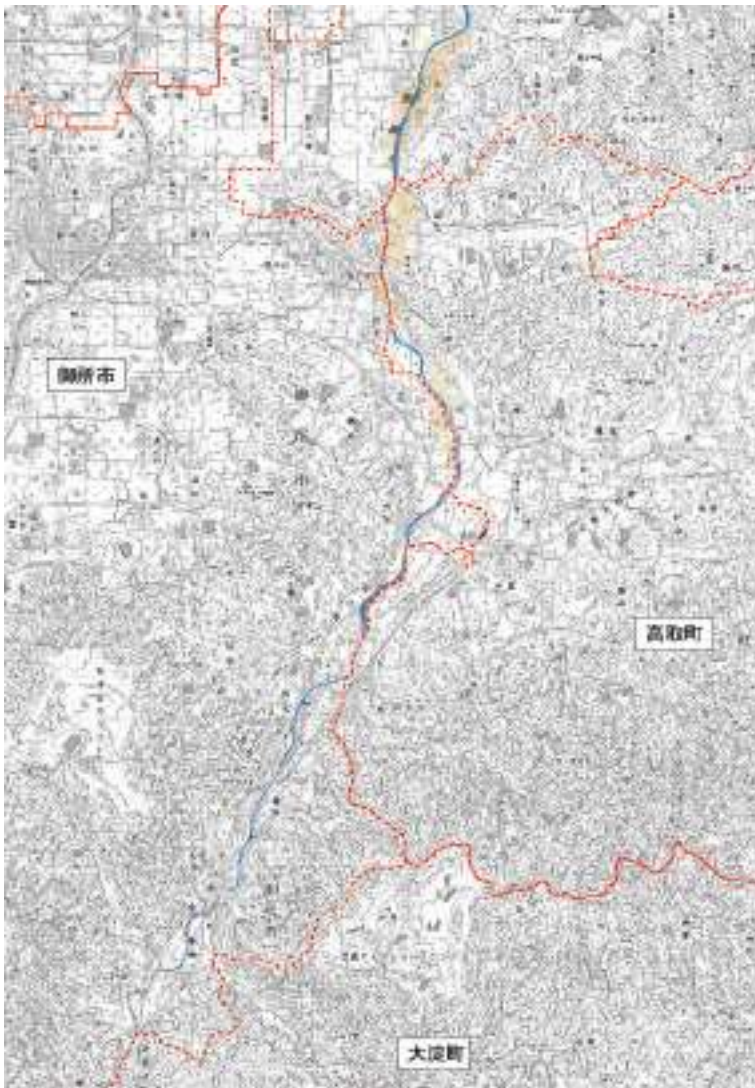
本町における風水害の主要な要因としては、梅雨期や台風による豪雨、近年の異常気象による集中豪雨が想定される。

以下に、水防法の規定により県が指定した、大和川水系曾我川と高取川の浸水想定区域を示す。

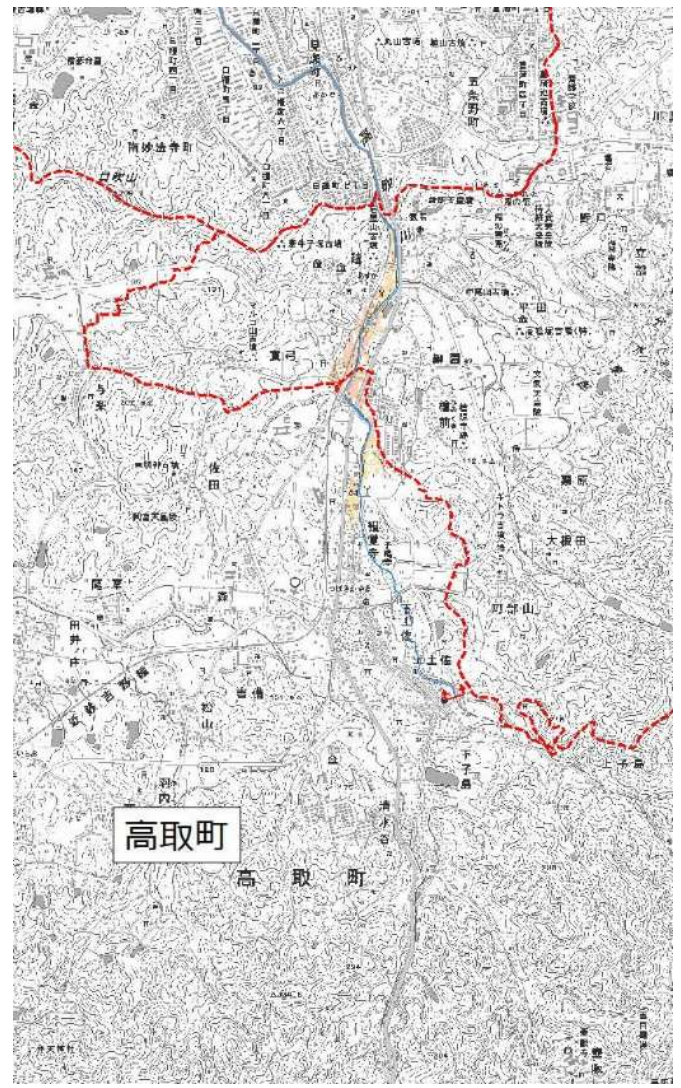
	曾我川	高取川
作成主体	奈良県	奈良県
指定年月日	平成 31 年 3 月 26 日	令和 2 年 3 月 27 日
告示番号	奈良県告示第 489 号	奈良県告示第 493 号
指定の根拠法令	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項
指定の前提となる計画の基本となる降雨	流域全体に 24 時間総雨量 195 mm、ピーク時の 1 時間に 69 mm の降雨がある場合	流域全体に 24 時間総雨量 195 mm、ピーク時の 1 時間に 69 mm の降雨がある場合

<p>対象となる水位周知 河川</p>	<p>左岸：御所市大字重阪字内谷 643 番の 1 地先から小柳橋 まで 右岸：御所市大字重阪字内谷 639 番地先から小柳橋まで</p>	<p>左岸：高市郡高取町大字下子 島字マトカ 29 番の 1 地先 から曾我川への合流点まで 右岸：高市郡高取町大字上子 島字マトバ 2 番の 6 地先から 曾我川への合流点まで</p>
<p>関係市町村</p>	<p>大和高田市、橿原市、御所市、 川西町、三宅町、田原本町、 高取町、広陵町、河合町</p>	<p>橿原市、田原本町、高取町、 明日香村</p>

○曾我川



○高取川



(3) 土砂災害

本町は、地勢で述べたとおり町内の多くを山地が占めている。そのため、集中豪雨や豪雨が続くようなことがあれば、土砂災害が発生する恐れがある。

以下に、土砂災害防止法の規定により県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域数を示す。

	種 別	
	土砂災害警戒区域	
		うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地崩壊	150箇所	148箇所
土石流	112箇所	82箇所
地すべり	0箇所	0箇所
合計	262箇所	230箇所

2. リスクシナリオの設定

県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた、1から6までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を各施策分野に分類した。

I 人命を守る

- 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

II 住民の生活を守る

- 3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保
- 5 二次災害の防止

III 迅速な復旧・復興を可能とする

- 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

	施策分野	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 異常気象等による広域的かつ長期的となる浸水の発生 1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生 1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

2	救助・救急、医療活動等の迅速な実施	<p>2-1 被災地への食料や飲料水等の生命に関わる物資の長期停止</p> <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生</p> <p>2-3 自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断</p> <p>2-4 医療施設及び関係者の被災による機能不全及び支援ルートの途絶</p> <p>2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生</p>
3	住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	<p>3-1 町職員及び施設の被災による行政機能の機能不全</p> <p>3-2 被災による治安の悪化</p> <p>3-3 サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下による地域経済の疲弊</p> <p>3-4 食料等の安定供給の停滞</p> <p>3-5 町営住宅の維持及び改善</p> <p>3-6 住宅・建築物の耐震化</p>
4	ライフラインの確保	<p>4-1 電力供給停止による情報通信の麻痺・長期間停止</p> <p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や郵便事業の長期停止により重要な情報が届かない事態</p> <p>4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止</p> <p>4-5 上水道の長期間にわたる供給停止</p> <p>4-6 汚水処理施設の長期間にわたる機能停止</p> <p>4-7 地域交通ネットワークが分断する事態</p>
5	二次災害の防止	<p>5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響</p> <p>5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生</p> <p>5-3 農地・森林の荒廃による被害拡大</p> <p>5-4 空き家等の倒壊による二次災害発生</p>
6	地域社会、経済の迅速な再建・回復	<p>6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>

V. 地域強靱化を推進する基本的な方針

国の国土強靱化基本計画に定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、大和川大水害や紀伊半島大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき本町の強靱化を推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- i 本町の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- ii 短期的な視点によらず、強靱化の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- iii 地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- i 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ii 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民及び事業者が適切に連携し、役割分担して取り組む。
- iii 非常時だけでなく、平時にも有効に活用できる対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- i 住民の需要の変化や社会資本の老朽化を踏まえ、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ii 民間資金の積極的な活用を図る。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- i 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- ii 女性、高齢者、子ども、障害者及び外国人に十分配慮する。
- iii 環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

VI. 施策ごとの推進方針

リスクシナリオを回避するため推進方針は次のとおりとします。なお、推進方針の具体的な施策は別紙のとおりとし、記載の事業等については、必要に応じ、適宜見直していく。

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生	<ul style="list-style-type: none">・住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げになることから、耐震事業を広く周知するなど耐震化に努める。・地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。・住宅用火災報知器の設置を、引き続き周知広報していく。・地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。・防災士・救急救命士を計画的に養成し、救急・救助体制の充実を図る。・大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努める。・消防団の資器材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。
1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生	<ul style="list-style-type: none">・洪水ハザードマップを作成する。・洪水発生地域の確認と住民への連絡体制を確立する。・県と共に内水対策を促進する。
1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害ハザードマップを作成する。・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の調査結果を周知する。・土砂災害警戒区域内住民への連絡体制を確立する。・県と共に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の対策を促進する。
1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生	<ul style="list-style-type: none">・「自らの命は自らが守る」意識の徹底、正しい避難行動を周知する。・避難所での良好な生活環境の確保に努める。・防災行政無線の維持管理に努める。・Jアラートの更新、維持管理に努める。・緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。・自主防災組織を主体とした訓練を実施する。（避難行動訓練等）・移動系無線機器を更新する。

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	
2-1 被災地への食料や飲料水等の生命に関わる物資の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・物資支援に係る協定の拡充を図る。
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・災害時応援協定の拡充を図る。 ・国、県による国道及び県道の整備を促す。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動の絶対的不足及び活動ルート の長期間の寸断	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模や被災地ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づき具体的な方策を講ずる。 ・消防組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自衛隊、警察、消防と合同訓練が実施できるよう努める。
2-4 医療施設及び関係者の被災による機能不全及び支援ルートの途絶	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県による国道及び県道の整備を促す。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。 ・道路啓開計画を策定する。 ・医療機関や医師会等の各種団体と協定の締結に努める。 ・医療機関や医師会等の各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。
2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ・疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営マニュアル」を策定し周知する。 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレの備蓄に努める。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

3-1 町職員及び施設の被災による行政機能の機能不全

- 職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。
- 職員訓練を通じ地域防災計画を実用的なものに見直す。
- 業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。
- 災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。
- 重要公共施設の電気設備及び空調設備を整備し適正に管理する。
- 非常用電源を確保する。

3-2 被災による治安の悪化

- 警察と合同訓練が実施できるよう努める。
- 平常時から各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。
- 各自主防災組織が訓練を実施するように努め、併せて防犯意識も高める。
- 県が実施する講座の受講を進め、地域の防災リーダーを育成する。

3-3 サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

- 災害発生後も事業者が、生産活動を早期に再開できるよう町道の整備を進める。
- 長寿命化計画に基づき、橋梁の耐震化を図る。
- 事業所に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。

3-4 食料等の安定供給の停滞

- 緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及び県道に接続する町道の強靱化と整備を促進する。
- 食料等物資支援に係る協定の締結に努める。
- 物資輸送に係る協定の締結に努める。

3-5 町営住宅の維持及び改善

- 災害に強いまちづくりを進めるため、老朽化が進む町営住宅の長寿命化等のための計画的な改修を行い、住宅ストックの改善を図る。

3-6 住宅・建築物の耐震化

- 災害に強いまちづくりを進めるため老朽化が進む住宅・建築物の耐震化を推進する。

4 ライフラインの確保	
4-1 電力供給停止による情報通信の麻痺・長期間停止	<ul style="list-style-type: none"> ・重要公共施設の電気設備及び空調設備を整備し適正に管理する。 ・小型発電機を整備し適正に管理する。 ・専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や郵便事業の長期停止により重要な情報が届かない事態	<ul style="list-style-type: none"> ・Jアラートの適正な運用管理を行う。 ・緊急時でも、48時間は、住民に情報が伝達できるように防災行政無線を適正に管理する。 ・避難所、学校、幼稚園に個別受信機を設置する。
4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう町道の整備を促進する。 ・石油系燃料やLPガスの貯蔵設備を適正に管理する。 ・上水道施設の耐震化を進める。 ・農業・林業集落施設の耐震化を推進する。 ・事業所に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。
4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・重要公共施設の電気設備及び空調設備を整備し適正に管理する。 ・小型発電機を整備し適正に管理する。 ・ライフライン関係事業者との協定の締結に努める。
4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の耐震化を進める。 ・応急給水設備の拡充に努める。 ・水道用復旧用資材を備蓄する。
4-6 污水处理施設の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備計画に基づき污水处理の普及を促進する。 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレの備蓄に努める。 ・清掃・衛生関係組合との協定の締結に努める。

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県による国道及び県道の整備を促す。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・道路の分断に伴う、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化を行う。 ・救急及び救命活動や支援物資の輸送ルートを確保するための緊急輸送路等の道路整備や橋梁長寿命化修繕を行う。
-----------------------	--

5 二次被害の防止	
5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害が拡散しないよう正確な情報を発信する体制を整備する。
5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水池やため池の改修や点検に努める。 ・防災重点ため池を選定する。
5-3 農地・森林の荒廃による被害拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐等により森林整備・保全することで、機能の維持・向上させるなど、総合的かつ効果的な治山対策事業を実施する。 ・農地が荒廃しないよう、地域を挙げて維持する。 ・鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林が荒廃しないように努める。
5-4 空き家等の倒壊による二次災害発生	<ul style="list-style-type: none"> ・不良住宅の解体に対し、補助金を交付する。 ・空き家の除却や有効活用を計画、実施する。

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復	
6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。 ・一般廃棄物処理業者との協定の締結に努める。
6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・本町に定住を希望する者に対し支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。 ・要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。 ・各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。 ・防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習を実施する。 ・学校及び幼稚園において防災研修や訓練を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活性化し地域コミュニティの結びつきを強くする。 • 発災時の地域の混乱を避けるため、地籍調査事業を実施する。
6-3	<p>基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国、県による国道及び県道の整備を促す。 • 町道を拡幅するなどの整備を促進する。 • 長寿命化計画に基づき橋梁の改修を図る。 • 交通関係、運送業者との協定の締結に努める。

- 令和3年2月策定
- 令和4年3月改定